

Yamayuri

【目次】

- e-Tax（国税電子申告・納税システム）のご案内
- 上場会社の株券が電子化（ペーパーレス化）されます
- 算定基礎届の提出期限は7月10日(火)です
- 身近な税金 —— その1 不動産にまつわる税金

e-Tax 国税電子申告 納税システム のご案内

★e-Taxって？

e-Taxとは、あらかじめ**所轄税務署に開始届出書を提出**し、登録しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

★ご利用できる方・必要なもの

ご利用できる方

- ① 税務関係の手続きを行う納税者の方
- ② 税理士及び税理士法人などの税理士業務を行う方

必要なもの

- ① パソコンとインターネットが利用できる環境
- ② 電子署名用の電子証明書



★ご利用できる手続き

申 告

所得税・法人税・消費税などの申告

納 税

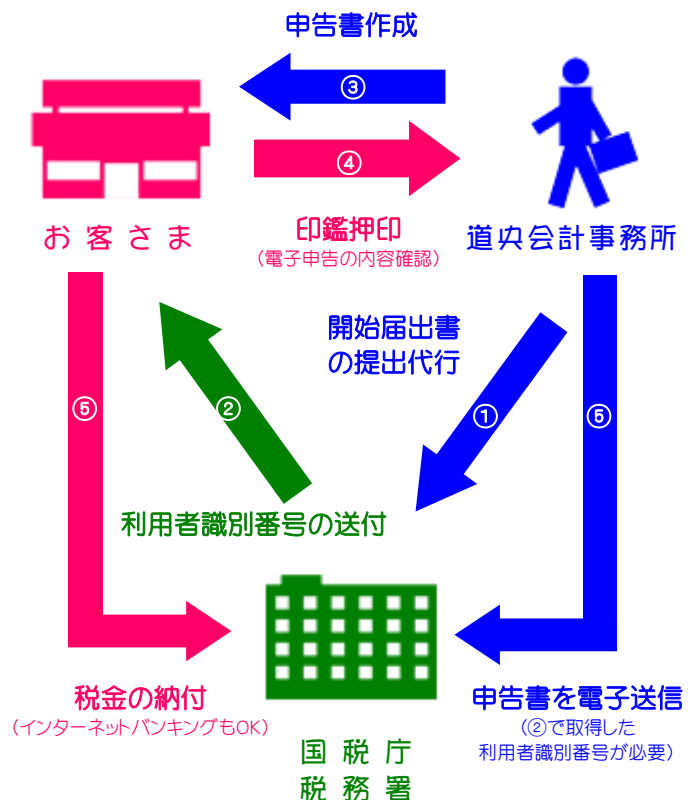
インターネットバンキングやATMなどを利用して納税

申請・届出書

青色申告承認申請、納税地の異動届、電子納税証明書の交付請求などの提出

★電子申告の簡単な流れ

当事務所が代行させていただきます。



当事務所は、電子申告を推進している立場にあり、関与先様のご理解とご協力をお願いしております。

不明点などございましたら、当事務所監査担当者までお問合せください。

株券をお持ちの方、ご存知ですか？

上場会社の株券が**電子化**（ペーパーレス化）されます。

場合によっては

紙きれ

になる可能性も…。

平成21年6月までの政令で定める日に、
一斉に電子化される予定になっています。

株券の電子化って？

2004年6月に「**株券電子化**」に関する法律が成立し、公布されました。

株券電子化とは、株主の権利を紙の株券ではなく、証券保管振替機構を中心としたコンピューターネットワークにより電子的に管理する制度です。

したがって、すべての上場会社の株式は、証券会社などの金融機関の振替口座で電子的に管理されることになります。

具体的な手続きなど、下記フローチャートをご確認ください。（金融庁のHPより抜粋）



上場会社の株券は証券保管振替機構に預託していますか？

はい

- 株券電子化の実施に際して、特段の手続きをとる必要はありません。
- 株式電子化の実施後も、これまでと同様に株式を売却することが可能です。

※税制上の特定口座とは異なります。

いいえ

- 株券電子化の実施に際して、株券の発行によって、株主の権利を保全するために、株主名簿に記載されている名義人の名義で、「特別口座」が設定されます。
- 「特別口座」は、発行者が指定する金融機関に設定され、当該株式は、株主名簿に記載されている名義人の名義の株式として、「特別口座」において管理されることになります。

その株券はご本人の名義になっていますか？

はい

- ご本人の名義で「特別口座」が設定され、株主としての権利は確保されます。※株券の保有者は何も手続きする必要はありません。
- ただし、「特別口座」は株式の流通を目的としていないため、当該株式を売却する際には、手間と時間がかかります。

証券保管振替機構に預託しておく、売却がスムーズに行えます。

いいえ

- 他人名義で「特別口座」が設定されることになり、当該株式の名義をご本人名義に変更するには、煩雑な手続きが必要となります。
- 名義株主が勝手に株式を売却してしまうことなどにより、ご本人が株主としての権利を失うおそれがあります。

証券保管振替機構に預託するか、株券の名義を本人名義に書き換えておいてください。

7月10日(火)
7月10日(火)

算定基礎届の提出期限は 7月10日(火) です。

今年も、算定基礎届の提出期限が近づいてまいりました。
間違いのない届出をするために、まずは、「算定基礎届」とは何かをよく理解しなくては
はいけません。間違った届出をしたために、思わぬ不利益を被ることもあります。
今月は、算定基礎届についてご案内いたします。

算定基礎届とは？

社会保険の標準報酬月額とは、まず、入社時の1ヶ月の給与額に基づいて決定いたします。しかし、一般的には1年に1度、昇給が行われ、給与額は毎年変動していきます。したがって、資格取得時に決定された標準報酬月額をそのままにしておくと、実際に受けている給与の額とは大きくかけ離れたものとなってしまいます。そこで1年に1度、被保険者の標準報酬月額の見直しを図るのが「算定基礎届」で、「定時決定」ともいいます。

計算方法は？

4月、5月、6月に被保険者に支払われた報酬(給与)の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として社会保険庁が標準報酬月額を決定します。

支払月	給与支払額	合計(総額)
4月	235,000円	711,000円
5月	240,000円	
6月	236,000円	

報酬月額 ÷ 3ヶ月 = 237,000円

★標準報酬月額 240,000円

ただし、各月の支払基礎日数が17日未満の月は、算定の基礎から除外されます。

支払月	支払基礎日数	給与支払額	合計(総額)
4月	31日	240,000円	480,000円
5月	15日	120,000円	
6月	31日	240,000円	

5月は除外
÷ 2ヶ月 = 240,000円

★標準報酬月額 240,000円

算定の基礎となる「報酬の総額」とは、支払日が4月から6月にあるものをいい、4月分から6月分の給与をいうのではありません。

対象者は？

7月1日に在籍する被保険者が対象になりますが、下記の方は対象外になります。

- ① 6月1日から30日までの間に資格取得した方
- ② 7月から9月までのいずれかの月に「随時改定」が行われる方

「随時改定」とは、固定的賃金または賃金体系の変更により、その後3ヶ月間の報酬の総額の平均額が、すでに決定されている標準報酬月額と比べて2等級以上の差を生ずる場合に「月額変更届」を提出して標準報酬月額を改定することをいいます。

例えば、3月までの標準報酬月額が18万円、4月より基本給が2万円昇給した場合は、

支払月	給与支払額	合計(総額)
4月	200,000円	600,000円
5月	200,000円	
6月	200,000円	

÷ 3ヶ月 = 200,000円
★標準報酬月額 200,000円

従前の等級180,000円が200,000円へ2等級上昇するため、7月の随時改定の対象となり、算定基礎届の対象者にはなりません。

算定基礎届の効果

決定された新しい標準報酬月額は9月分(10月末納付期限)の保険料から改定されます。給与から控除する保険料額が変わりますので、ご確認ください。

また、7月から9月の随時改定対象者は、算定基礎届に記載した報酬月額ではなく、別途提出しなくてはならない「月額変更届」の報酬月額が優先されますので、注意が必要です。

身近な税金

その1 不動産にまつわる税金

“身近な税金”と題しまして、
わたしたちに密接に関わる税金をご紹介します。

初回は、不動産にまつわる税金の種類について簡単にご紹介いたします。

不動産の中でも我々の生活に密接に関係しているものは、やはり住宅・土地ではないでしょうか。そこで、今回は、住宅・土地に関して、**取得(購入・新築・増改築)**、**売却**、**所有時**においてどのような税金がかかるのかをみていくことにしましょう。

● こんなにたくさんの税金 がかかります！



印紙税
登録免許税
不動産取得税
消費税
所得税
住民税
固定資産税
都市計画税
など…

取得時

印紙税

建築工事請負契約書、不動産売買契約書に貼付する収入印紙代。住宅ローンを利用する場合には、金銭消費貸借契約書にも収入印紙を貼付。

登録免許税

所有権保存登記(新築時)、所有権移転登記(購入時)、抵当権設定登記(住宅ローン利用時)にかかる登記代。

不動産取得税

その名のとおり、不動産を取得したことに対してかかる税金。相続による取得にはかからない。

消費税

住宅の取得にはかかるが、土地の取得にはかからない。

売却

印紙税

不動産売買契約書に貼付する収入印紙代。

登録免許税

抵当権を設定している場合は抵当権抹消登記、住所が変更されている(登記された住所と現住所が異なる)場合は表示変更登記にかかる登記代。

所得税・住民税

売却益に対して、所得税(譲渡所得)及び住民税がかかる。この譲渡所得は、売却した年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるかどうかで長期か短期の譲渡所得に区分され税率が異なる。

所有時

固定資産税

毎年1月1日に固定資産台帳に所有者登録されている人に対してかかる。

都市計画税

都市計画法の市街化区域にある土地建物にかかる税金で、固定資産税と一括して納付する。

所得税・消費税

賃貸をしている場合、規模や状況により所得税の種類(不動産所得・雑所得・事業所得)が異なる。

次回以降で、計算方法や税率について解説していきます。

編集後記



当事務所には公益・社会福祉法人部という部署があり、道内・東北に財団法人・社団法人・社会福祉法人・NPO法人のお客様がいらっしゃいます。今後のグローバル作成では、そういったお客さまに役立つ情報も掲載したいと考えております。(斉藤)

月刊グローバル 2007年7号

2007年6月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェンツ
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。